

鹿児島県民の
勇気と団結が、
暴力団を
追い詰める。

それを強力に
後押しするために、

**鹿児島県
暴力団排除条例**

があります!!

暴力追放 三ない+1 運動



暴力団を
に
を
と

怖れない
金を出さない
利用しない
交際しない+1



お問い合わせ・ご相談は

鹿児島県警察本部 組織犯罪対策課

〒890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL: 099-206-0110

<http://www.pref.kagoshima.jp/police>

暴力団に

NO!



「鹿児島県暴力団排除条例」が、鹿児島県民の強い心をバックアップ!!

鹿児島県警察本部

「鹿児島県暴力団排除条例」の概要は
中のページをご覧ください。

「鹿児島県暴力団排除条例」の概要【抜粋】

この条例は、鹿児島県民が一体となって暴力団排除活動を推進し、安全で平穏な生活を実現することを目的として、平成26年に制定されました。このリーフレットでは、より理解を深めていただくため、条例の内容を抜粋して紹介します。

第12条 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

学校等の施設の周囲200メートルの区域内において、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

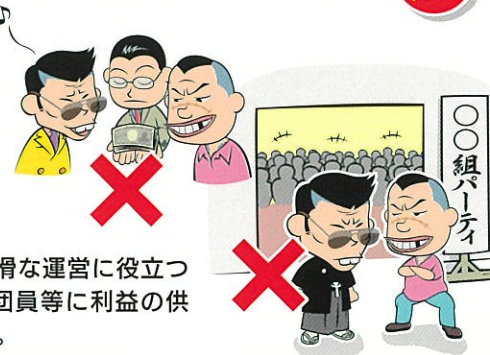
- 学校等の施設とは**
- 小学校、中学校、高等学校、専門学校(学校教育法)
 - 児童福祉施設、児童相談所、保育園(児童福祉法)
 - 公民館(社会教育法)
 - 図書館(図書館法)
 - 公園(都市公園法)



同規定に違反して禁止区域に暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。(条例施行時、既に運営されていた暴力団事務所を除く)

第13条 事業者の利益供与の禁止

- 1 事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に利益の供与をしてはならない。
- 2 事業者は、暴力団の活動を助長することや、暴力団の円滑な運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をしてはならない。



勧告対象!

POINT

- ①書面契約の場合は、契約書に「暴力団の活動を助長することが判明したときは、催告なしで契約解除できる」旨を明記しましょう。
- ②既に契約を締結したが、当該契約が暴力団の活動を助長することが判明したときは、速やかに、契約を解除しましょう。

全国の勧告事例

飲食店事業者が、トラブル解決を図ってもらう目的で暴力団に用心棒代名目で現金を供与

飲食店事業者が、暴力団の会合であると知りながら、暴力団からの予約を受け、店舗の利用契約を締結

自動車販売業者が、暴力団の活動に利用することを知りながら車両を無償で貸与

第16条 暴力団員等が利益の供与を受けること等の禁止

勧告対象!

暴力団員等は、事業者から利益の供与を受けたり、事業者に利益の供与をさせてはならない。



第17条 第18条 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務

勧告対象!

暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、不動産の譲渡、貸付けに係る契約、代理又は媒介をしてはならない。



全国の勧告事例

不動産業者が、暴力団事務所に使用されることを知りながら、自社の所有する物件を賃貸

不動産業者が、花火大会において暴力団が露店を出店することを知りながら所有・管理する土地を無償で貸与

POINT

- ①契約を締結する前に、当該契約の相手に対して「暴力団事務所に利用されるものではない」ことを確認しましょう。
- ②契約書には、「暴力団事務所として利用し、又は第三者に暴力団事務所として利用させてはならない」、「暴力団事務所に利用されていることが判明したときは、催告なしに当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができる」旨を明記しましょう。
- ③不動産が暴力団事務所に利用されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻しましょう。

第19条 特定事業者の責務

特定事業者とは…ホテル、旅館、ゴルフ場、その他不特定又は多数の者が利用する施設のうち公安委員会規則で定めるもの(結婚式場、畜場、飲食店等)

勧告対象!

特定事業者は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる当該施設の利用に係る契約を締結してはならない。



全国の勧告事例

ホテル事業者が、暴力団が主催する会合であると知りながら、暴力団幹部からの予約を受け、場所と料理を提供

葬祭業者が、組葬と知りながら葬儀会場を提供

POINT

- ①約款等に「暴力団の活動を助長するために施設を利用してはならない」、「施設利用が暴力団の活動を助長することとなることが判明したときは、催告なしで契約解除できる」旨を明記しましょう。
- ②前記事項に違反したことが判明した場合は、速やかに、契約を解除しましょう。
- ③「施設を暴力団の活動に利用させない」旨を記載した看板等を、利用者が見やすい場所に掲示しましょう。

悪質な違反については、公安委員会から勧告を受けます。(第21条)

また、勧告を受けても改善されない場合は、意見聴取の手続きを経て、事案の概要、事業者、暴力団員の氏名等が公表されます。

利益供与違反とは

- 事業者が、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等に利益の供与をすること。
- 事業者が、暴力団の活動を助長することや、暴力団の運営に役立つことを知って、暴力団員等に利益の供与をすること。